



熊本県公報

号外 第 60 号

平成 24 年 12 月 25 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	8
○熊本県広域本部設置条例	(〃)	10
○熊本県広域本部の設置に伴う関係条例の整備に関する条例	(〃)	11
○熊本県福祉事務所設置条例及び熊本県保健所条例の一部を改正する条例	(〃)	14
○熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(〃)	14
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	16
○熊本県新型インフルエンザ等対策本部条例	(健康危機管理課)	20
○熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例	(〃)	21
○熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	(高齢者支援課)	21
○熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	(〃)	38
○熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	(〃)	45
○熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	(〃)	56
○熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	(〃)	116
○熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	(〃)	179
○熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	(〃)	193
○熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	(〃)	207
○熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例	(社会福祉課)	222
○熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	(子ども未来課)	228
○熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	(障がい者支援課)	250
○熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	(〃)	290
○熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	(〃)	304
○熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	(〃)	321
○熊本県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例	(〃)	332
○熊本県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例	(〃)	334
○熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	(〃)	336
○熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	(〃)	352
○熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例	(国保・高齢者医療課)	362

登 載 依 頼

○熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	363
○熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	363

本号で公布された条例のあらまし**◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

- 1 新たに次に掲げる事務を別表に追加し、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。
 - (1) 軌道法等に基づく事務のうち、道路管理者に対する軌道工事執行の指示等に関する事務
移譲先：熊本市
 - (2) 保健師助産師看護師法等に基づく事務のうち、保健師業務従事届出等の受付に関する事務（別表第6号関係）
移譲先：山鹿市
 - (3) 歯科衛生士法に基づく事務のうち、歯科衛生士業務従事届出の受付に関する事務（別表第7号関係）
移譲先：山鹿市
 - (4) 歯科技工士法等に基づく事務のうち、歯科技工士業務従事届出等の受付に関する事務（別表第17号関係）
移譲先：山鹿市
 - (5) 薬剤師法施行令に基づく事務のうち、薬剤師の免許申請等の受付に関する事務
移譲先：山鹿市
- 2 次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。（別表関係）
 - (1) 保健師助産師看護師法等に基づく事務のうち、保健師等の免許申請等の受付に関する事務（別表第6号関係）
移譲先：山鹿市
 - (2) 火薬類取締法等に基づく事務のうち、火薬類の譲渡又は譲受及び消費等の許可等に関する事務（別表第11号関係）
移譲先：玉名市、嘉島町、苓北町
 - (3) 診療放射線技師法等に基づく事務のうち、診療放射線技師の免許申請等の受付に関する事務（別表第13号関係）
移譲先：山鹿市
 - (4) 農地法に基づく事務のうち、農地の転用許可等に関する事務（別表第15号関係）
移譲先：玉名市、上天草市
 - (5) 調理師法等に基づく事務のうち、調理師の免許申請等の受付に関する事務（別表第23号関係）
移譲先：山鹿市
 - (6) 都市計画法等に基づく事務のうち、開発行為等の規制に関する事務（別表第29号関係）
移譲先：天草市
 - (7) 凈化槽法に基づく事務のうち、浄化槽設置等の届出の受理等に関する事務（別表第37号関係）
移譲先：荒尾市、天草市
 - (8) 栄養士法施行令に基づく事務のうち、栄養士の免許申請等の受付に関する事務（別表第43号関係）
移譲先：山鹿市
 - (9) 死体解剖保存法施行令に基づく事務のうち、死体の解剖の認定に係る申請等の受付に関する事務（別表第44号関係）
移譲先：山鹿市
 - (10) 医師法施行令に基づく事務のうち、医師の免許申請等の受付に関する事務（別表第45号関係）
移譲先：山鹿市
 - (11) 歯科医師法施行令に基づく事務のうち、歯科医師の免許申請等の受付に関する事務（別表第46号関係）
移譲先：山鹿市
 - (12) 臨床検査技師等に関する法律施行令に基づく事務のうち、臨床検査技師の免許申請等の受付に関する事務（別表第47号関係）
移譲先：山鹿市
 - (13) 理学療法士及び作業療法士法施行令に基づく事務のうち、理学療法士等の免許申請等の受付に関する事務（別表第48号関係）
移譲先：山鹿市
 - (14) 製菓衛生師法施行令に基づく事務のうち、製菓衛生師の免許申請等の受付に関する事務（別表第49号関係）

移譲先：山鹿市

(15) 視能訓練士法施行令に基づく事務のうち、視能訓練士の免許申請等の受付に関する事務（別表第50号関係）

移譲先：山鹿市

3 その他所要の規定の整理を行うこととした。

4 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

5 この条例の施行の際知事がした処分等で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に知事に対してされた申請等は、同日以後においては、事務を移譲する市町村の長のした処分等又は事務を移譲する市町村の長に対してされた申請等とみなすこととした。（附則第2項関係）

◇熊本県広域本部設置条例

1 地方自治法第155条第1項に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、広域本部を置くこととした。広域本部に地域振興局を置き、県央広域本部に農政事務所及び土木事務所を置くこととした。（第1条関係）

2 広域本部の名称、位置及び所管区域を定めることとした。必要があると認められる場合においては、所管区域の特例を規則で定めることができることとした。（第2条関係）

3 各広域本部に置く地域振興局、農政事務所又は土木事務所の名称及び位置を定めることとした。（第3条関係）

4 広域本部、地域振興局、農政事務所及び土木事務所に本部長等及び必要な職員を置くこととした。（第4条関係）

5 その他の必要な事項は、知事が定めることとした。（第5条関係）

6 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

7 この条例の制定に伴い、熊本県熊本県税事務所条例、熊本県熊本農政事務所条例及び熊本県熊本土木事務所条例を廃止することとした。（附則第2項関係）

8 熊本県地域振興局設置条例の全部改正並びに熊本県熊本県税事務所条例、熊本県熊本農政事務所条例及び熊本県熊本土木事務所条例の廃止に伴う経過措置を定めることとした。（附則第3項－第5項）

◇熊本県広域本部の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

1 熊本県種雄畜条例の一部改正【第1条関係】

知事に提出する書類は、所轄広域本部の長を経由することとした。（第3条関係）

2 熊本県税条例の一部改正【第2条関係】

知事の県税の賦課徴収に関する事務（自動車取得税の賦課徴収及び自動車税の賦課に関する事務を除く。）の受任者の規定について整理することとした。（第3条関係）

3 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正【第3条関係】

税務手当、種雄牛馬取扱作業手当及び特殊現場作業手当を支給する職員に関する規定について整理することとした。（第3条、第15条、第25条の4関係）

4 熊本県税災害減免条例の一部改正【第4条関係】

減免の申請は、課税地を管轄する広域本部長を経由することとした。（第6条関係）

5 熊本県産業廃棄物税条例の一部改正【第5条関係】

産業廃棄物税の賦課に関する事務の執行者を課税地を管轄する広域本部長とすることとした。（第10条－第17条関係）

6 熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正【第6条関係】

人事行政の運営等の状況の閲覧所に関する規定を整備することとした。（第7条関係）

7 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

8 熊本県税条例の一部改正に伴う経過措置（附則第2項・附則第3項関係）

この条例の施行の際現に効力を有する地域振興局長若しくは熊本県税事務所長が行った処分、通知その他の行為又は現に地域振興局長若しくは熊本県税事務所長に対して行っている申請その他の行為で、この条例の施行日以後改正後の熊本県税条例及び熊本県産業廃棄物税条例並びにこれらに基づく規則の規定により広域本部長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、広域本部長の行った処分、通知その他の行為又は広域本部長に対して行った申請その他の行為とみなすこととした。

◇熊本県福祉事務所設置条例及び熊本県保健所条例の一部を改正する条例

1 熊本県福祉事務所設置条例の一部改正【第1条関係】

福祉事務所の所管区域の特例について規定することとした。（第2条関係）

2 熊本県保健所条例の一部改正【第2条関係】

保健所の所管区域の特例について規定することとした。（第2条関係）

3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例について必要な規定を整備することとした。 (第 1 条関係)
- 2 熊本県立学校職員の給与に関する条例について必要な規定を整備することとした。 (第 2 条関係)
- 3 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例について必要な規定を整備することとした (第 3 条関係)
- 4 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例について必要な規定を整備することとした (第 4 条関係)
- 5 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について必要な規定を整備することとした (第 5 条関係)
- 6 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例について必要な規定を整備することとした (第 6 条関係)
- 7 この条例は、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する規定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、その他の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 8 自宅に係る住居手当の廃止に伴い、経過措置を設けることとした。 (附則第 2 項 - 附則第 6 項関係)

◇ 熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 新たに次の手数料を設けることとした。 (第 2 条第 1 項関係)

(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	6,000 円ほか
(2) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	3,000 円ほか
- 2 1 (1) 及び (2) の手数料について、建築主事が構造計算適合性判定に準じる判定を求めなかつたときは、その一部を還付することとした。 (第 5 条関係)
- 3 この条例は、公布の日から起算して 10 日を経過した日から施行することとした。
- 4 熊本県収入証紙条例の一部改正
この条例による手数料の新設に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。 (附則第 2 項関係)

◇ 熊本県新型インフルエンザ等対策本部条例

- 1 この条例の趣旨について規定することとした。 (第 1 条関係)
- 2 対策本部の組織について規定することとした。 (第 2 条関係)
- 3 対策本部の会議について規定することとした。 (第 3 条関係)
- 4 対策本部に部を置くことができる旨を規定することとした。 (第 4 条関係)
- 5 対策本部の庶務を掌る部署について規定することとした。 (第 5 条関係)
- 6 委任事項を規定することとした。 (第 6 条関係)
- 7 この条例は、公布の日又は法の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇ 熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例

- 1 営業者が食品に直接接触する作業に従事させることができない者から結核の患者を除き、新たに新型インフルエンザ等感染症の患者を加えることとした。 (別表第 1 関係)
- 2 乳類販売業に係る自動販売機について、給水設備、排水設備の設置を不要とすることとした。 (別表第 4 関係)
- 3 その他所要の規定の改正を行うこととした。 (別表第 1 、別表第 4 関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

- 1 特別養護老人ホームの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。 (第 3 条 - 第 32 条関係)
- 2 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。 (第 33 条 - 第 43 条関係)
- 3 地域密着型特別別養護老人ホームの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。 (第 44 条 - 第 49 条関係)
- 4 ユニット型地域密着型特別別養護老人ホームの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。 (第 50 条 - 第 53 条関係)
- 5 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を設けることとした。 (附則第 2 条 - 附則第 11 条関係)

◇ 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

- 1 養護老人ホームの基本方針等並びに設備及び運営に関する基準について定めることとした。 (第 3 条 - 第 30 条関係)
- 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を設けることとした。 (附則第 2 条 - 附則第 5 条関係)

◇熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

- 1 軽費老人ホームの基本方針等並びに設備及び運営に関する基準について定めることとした。(第3条—第34条関係)
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- 3 経過的軽費老人ホームの基本方針等並びに設備及び運営に関する基準について定めることとした。(附則第2条—附則第17条関係)

◇熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例

- 1 指定居宅サービスに係る申請を行う者について定める。(第4条関係)
- 2 次に掲げる指定居宅サービス等の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。
 - (1) 訪問介護(第5条—第47条関係)
 - (2) 訪問入浴介護(第48条—第63条関係)
 - (3) 訪問看護(第64条—第79条関係)
 - (4) 訪問リハビリテーション(第80条—第89条関係)
 - (5) 居宅療養管理指導(第90条—第98条関係)
 - (6) 通所介護(第99条—第114条関係)
 - (7) 療養通所介護(第115条—第136条関係)
 - (8) 通所リハビリテーション(第137条—第148条関係)
 - (9) 短期入所生活介護(第149条—第170条関係)
 - (10) ユニット型指定短期入所生活介護(第171条—第183条関係)
 - (11) 基準該当短期入所生活介護(第184条—第190条関係)
 - (12) 短期入所療養介護(第191条—第206条関係)
 - (13) ユニット型指定短期入所療養介護(第207条—第218条関係)
 - (14) 特定施設入居者生活介護(第219条—第239条関係)
 - (15) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(第240条—第250条関係)
 - (16) 福祉用具貸与(第251条—第267条関係)
 - (17) 特定福祉用具販売(第268条—第278条関係)
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を設けることとした。(附則第2条—附則第15条)

◇熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

- 1 指定介護予防サービスに係る申請を行う者について定める。(第3条関係)
- 2 次に掲げる指定介護予防サービス等の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。
 - (1) 介護予防訪問介護(第5条—第47条関係)
 - (2) 介護予防訪問入浴介護(第48条—第63条関係)
 - (3) 介護予防訪問看護(第64条—第78条関係)
 - (4) 介護予防訪問リハビリテーション(第79条—第87条関係)
 - (5) 介護予防居宅療養管理指導(第88条—第96条関係)
 - (6) 介護予防通所介護(第97条—第117条関係)
 - (7) 介護予防通所リハビリテーション(第118条—第130条関係)
 - (8) 介護予防短期入所生活介護(第131条—第153条関係)
 - (9) ユニット型介護予防指定短期入所生活介護(第154条—第167条関係)
 - (10) 基準該当介護予防短期入所生活介護(第168条—第174条関係)
 - (11) 介護予防短期入所療養介護(第175条—第191条関係)
 - (12) ユニット型介護予防指定短期入所療養介護(第192条—第204条関係)
 - (13) 介護予防特定施設入居者生活介護(第205条—第227条関係)
 - (14) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(第228条—第239条関係)
 - (15) 介護予防福祉用具貸与(第240条—第256条関係)
 - (16) 特定介護予防福祉用具販売(第257条—第268条関係)
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を設けることとした。(附則第2条—附則第15条関係)

◇熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

- 1 指定介護老人福祉施設の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。(第5条—第43条関係)
- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。(第44条—第55条関係)
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を設けることとした。(附則第2条—附則第11条関係)

◇熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

- 1 介護老人保健施設の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。(第3条—第42条関係)

- 2 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。(第44条—第54条関係)
 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
 4 所要の経過措置を設けることとした。(附則第2条—附則第14条関係)

◇熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

- 1 指定介護療養型医療施設の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。(第3条—第41条関係)
 2 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。(第43条—第55条関係)
 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
 4 所要の経過措置を設けることとした。(附則第2条—附則第13条関係)

◇熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

- 1 保護施設の基本方針等について定める。(第3条—第15条関係)
 2 次に掲げる施設の設備及び運営に関する基準について定めることとした。
 (1) 救護施設(第16条—第25条関係)
 (2) 更生施設(第26条—第31条関係)
 (3) 授産施設(第32条—第37条関係)
 (4) 宿所提供的施設(第38条—第43条関係)
 (5) 事業授産施設(第44条関係)
 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
 4 所要の経過措置を定めることとした。(附則第2項—附則第4項関係)

◇熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

- 1 児童福祉施設の一般原則等について定める。(第3条—第19条関係)
 2 次に掲げる施設の設備及び運営に関する基準について定めることとした。
 (1) 助産施設(第20条—第24条関係)
 (2) 乳児院(第25条—第34条関係)
 (3) 母子生活支援施設(第35条—第43条関係)
 (4) 保育所(第44条—第52条関係)
 (5) 児童厚生施設(第53条—第57条関係)
 (6) 児童養護施設(第58条—第67条関係)
 (7) 福祉型障害児入所施設(第68条—第77条関係)
 (8) 医療型障害児入所施設(第78条—第83条関係)
 (9) 福祉型児童発達支援センター(第84条—第90条関係)
 (10) 医療型児童発達支援センター(第91条—第95条関係)
 (11) 情緒障害児短期治療施設(第96条—第103条関係)
 (12) 児童自立支援施設(第104条—第114条関係)
 (13) 児童家庭支援センター(第115条—第118条関係)
 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
 4 所要の経過措置を定めることとした。(附則第2条—附則第9条関係)

◇熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

- 1 指定障害福祉サービスに係る申請者の要件について定める。(第4条関係)
 2 次に掲げる指定障害福祉サービスの事業等の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。
 (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護(第5条—第49条関係)
 (2) 療養介護(第50条—第78条関係)
 (3) 生活介護(第79条—第98条関係)
 (4) 短期入所(第99条—第112条関係)
 (5) 重度障害者等包括支援(第113条—第123条関係)
 (6) 共同生活介護(第124条—第141条関係)
 (7) 自立訓練(機能訓練)(第142条—第151条関係)
 (8) 自立訓練(生活訓練)(第152条—第161条関係)
 (9) 就労移行支援(第162条—第172条関係)
 (10) 就労継続支援A型(第173条—第185条関係)
 (11) 就労継続支援B型(第186条—第194条関係)
 (12) 共同生活援助(第195条—第201条関係)
 3 多機能型に関する特例について定めることとした。(第202条・第203条)
 4 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例について定めることとした。(第204条・第205条)
 5 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準について定めることとした。(第206条—第210条関係)
 6 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
 7 所要の経過措置を設けることとした。(附則第2項—附則第9項関係)

◇熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

- 1 指定障害者支援施設に係る申請者の要件について定めることとした。(第4条関係)
- 2 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。(第5条第一第61条)
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を設けることとした。(附則第2項—附則第13項関係)

◇熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

- 1 次に掲げる施設の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。
 - (1) 療養介護(第4条—第32条関係)
 - (2) 生活介護(第33条—第50条関係)
 - (3) 自立訓練(機能訓練)(第51条—第55条関係)
 - (4) 自立訓練(生活訓練)(第56条—第60条関係)
 - (5) 就労移行支援(第61条—第69条関係)
 - (6) 就労継続支援A型(第70条—第84条関係)
 - (7) 就労継続支援B型(第85条—第87条関係)
- 2 多機能型に関する特例について定めることとした。(第88条—第90条関係)
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を設けることとした。(附則第2項—附則第4項関係)

◇熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

- 1 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準について定めることとした。(第4条—第45条関係)
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を設けることとした。(附則第2項—附則第11項関係)

◇熊本県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例

- 1 地域活動支援センターの基本方針並びに設備及び運営に関する基準について定めることとした。(第3条—第19条関係)
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇熊本県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例

- 1 福祉ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準について定めることとした。(第3条—第17条関係)
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を設けることとした。(附則第2項関係)

◇熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

- 1 指定障害児通所支援事業者に係る申請者の要件について定めることとした。(第4条関係)
- 2 次に掲げる指定通所支援の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。
 - (1) 児童発達支援(第5条—第61条関係)
 - (2) 医療型児童発達支援(第62条—第71条関係)
 - (3) 放課後等デイサービス(第72条—第81条関係)
 - (4) 保育所等訪問支援(第82条—第89条関係)
- 3 多機能型事業所に関する特例について定めることとした。(第90条—第92条関係)
- 4 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を設けることとした。(附則第2項、附則第3項関係)

◇熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

- 1 指定障害児入所施設に係る申請者の要件について定めることとした。(第4条関係)
- 2 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。(第5条—第51条関係)
- 3 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。(第52条—第57条関係)
- 4 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を設けることとした。(附則第2項、附則第4項関係)

◇熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県国民健康保険調整交付金(以下「交付金」という。)の総額を国民健康保険法第72条第2項第1号に規定する算定対象額の100分の9に相当する額とするよう改正することとした。(第2条関係)
- 2 普通調整交付金の総額を交付金の総額の9分の6に相当する額と、特別調整交付金の総額を交付金の総額の9分の3に相当する額とするよう改正することとした。

(第3条関係)

- 3 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県国民健康保険調整交付金条例の規定は、平成24年度分の交付金から適用することとした。
- 4 平成24年度及び平成25年度における交付金の総額について、経過措置を設けることとした。(附則第2項-附則第5項関係)

条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第58号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表中第67号を第69号とし、第59号から第66号までを2号ずつ繰り下げ、同表第58号事務の欄中「第12号」を「第13号」に改め、同号を同表第60号とし、同表中第57号を第59号とし、第51号から第56号までを2号ずつ繰り下げ、同表第50号事務の欄中「施行令」を「政令」に改め、同欄(1)及び同欄(2)中「施行令」を「政令」に、「により」を「による」に改め、同号市町村等の欄中「熊本市」の次に「、山鹿市」を加え、同号を同表第52号とし、同表第49号事務の欄中「施行令」を「政令」に改め、同欄(1)及び同欄(2)中「施行令」を「政令」に改め、同欄(3)中「に係る事務のうち」を「のための」に改め、同号市町村等の欄を次のように改め、同号を同表第51号とする。

(1)及び(2)に掲げる事務にあっては熊本市、山鹿市、(3)に掲げる事務にあっては熊本市

別表第48号事務の欄中「施行令」を「政令」に改め、同欄(1)及び同欄(2)中「施行令」を「政令」に、「により」を「による」に改め、同号市町村等の欄中「熊本市」の次に「、山鹿市」を加え、同号を第50号とし、同表第47号事務の欄中「施行令」を「政令」に改め、同欄(1)及び同欄(2)中「施行令」を「政令」に、「により」を「による」に改め、同号市町村等の欄中「熊本市」の次に「、山鹿市」を加え、同号を同表第48号とし、同号の次に次の1号を加える。

49 薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号。以下この号において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	山鹿市
--	-----

- (1) 政令第3条、第5条第2項、第6条第1項、第8条第2項及び第9条第2項の規定による知事を経由する申請の受付に関する事務
- (2) 政令第9条第5項及び第10条の規定による知事を経由する免許証の返納の受付に関する事務

別表第46号事務の欄中「施行令」を「政令」に改め、同欄(1)及び同欄(2)中「施行令」を「政令」に、「により」を「による」に改め、同号市町村等の欄中「熊本市」の次に「、山鹿市」を加え、同号を同表第47号とし、同表第45号事務の欄中「施行令」を「政令」に改め、同欄(1)及び同欄(2)中「施行令」を「政令」に、「により」を「による」に改め、同号市町村等の欄中「熊本市」の次に「、山鹿市」を加え、同号を同表第46号とし、同表第44号事務の欄中「施行令」を「政令」に改め、同欄(1)及び同欄(2)中「施行令」を「政令」に、「により」を「による」に改め、同号市町村等の欄中「熊本市」の次に「、山鹿市」を加え、同号を同表第45号とし、同表第43号事務の欄(3)中「施行令」を「政令」に改め、同号市町村等の欄中「熊本市」の次に「、山鹿市」を加え、同号を同表第44号とし、同表中第42号を第43号とし、第38号から第41号までを1号ずつ繰り下げ、同表第37号市町村等の欄中「人吉市」の次に「、荒尾市」を、「玉名市」の次に「、天草市」を加え、同号を同表第38号とし、同表中第36号を第37号とし、第30号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、同表第29号事務の欄中「第3号」を「第4号」に改め、同号市町村等の欄中「八代市」の次に「、天草市」を加え、同号を同表第30号とし、同表中第28号を第29号とし、第24号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、同表第23号市町村等の欄を次のように改め、同号を同表第24号とする。

(1)から(3)までに掲げる事務にあっては熊本市、山鹿市、(4)に掲げる事務にあっては熊本市

別表中第22号を第23号とし、第18号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、同表第17号事務の欄中「施行令」を「政令」に改め、同欄(4)中「施行令」を「政令」に、「により」を「による」に改め、同欄(4)を同欄(5)とし、同欄(3)中「施行令」を「政

令」に、「により」を「による」に改め、同欄(3)を同欄(4)とし、同欄(2)を同欄(3)とし、同欄(1)の次に次のように加える。

(2) 法第6条第3項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務

別表第17号市町村等の欄を次のように改め、同号を同表第18号とする。

(1)及び(3)に掲げる事務にあっては熊本市、(2)に掲げる事務にあっては山鹿市、

(4)及び(5)に掲げる事務にあっては熊本市、山鹿市

別表第16号事務の欄中「第3号」を「第4号」に改め、同号を同表第17号とし、同表第15号市町村等の欄中「熊本市」の次に「、玉名市」を、「宇土市」の次に「、上天草市」を加え、同号を同表第16号とし、同表第14号を同表第15号とし、同表第13号事務の欄中「施行令」を「政令」に改め、同欄(2)中「施行令」を「政令」に、「により」を「による」に改め、同号市町村等の欄を次のように改め、同号を同表第14号とする。

(1)に掲げる事務にあっては熊本市、(2)及び(3)に掲げる事務にあっては熊本市、山鹿市

別表第12号事務の欄中「第58号」を「第60号」に改め、同号を同表第13号とし、同表第11号市町村等の欄中「水俣市」の次に「、玉名市」を、「御船町」の次に「、嘉島町」を加え、「氷川町、」を「氷川町、茅北町、」に改め、同号を同表第12号とし、同表第10号を同表第11号とし、同表第9号を同表第10号とし、同表第8号を同表第9号とし、同表第7号を次のように改め、同号を同表第8号とする。

7 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 法第6条第3項の規定による届出の受理に関する事務

(2) 法第6条第3項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務

(1)に掲げる事務にあっては熊本市、(2)に掲げる事務にあっては山鹿市

別表第6号事務の欄中「施行令」を「政令」に改め、同欄(7)中「施行令」を「政令」に、「により」を「による」に改め、同欄(7)を同欄(8)とし、同欄(6)中「施行令」を「政令」に改め、同欄(6)を同欄(7)とし、同欄(5)中「施行令」を「政令」に、「により」を「による」に改め、同欄(5)を同欄(6)とし、同欄(4)中「施行令」を「政令」に改め、同欄(4)を同欄(5)とし、同欄(3)中「施行令」を「政令」に改め、同欄(3)を同欄(4)とし、同欄(2)中「施行令」を「政令」に、「により」を「による」に改め、同欄(2)を同欄(3)とし、同欄(1)の次に次のように加える。

(2) 法第33条の規定による知事に対する届出の受付に関する事務

別表第6号市町村等の欄を次のように改め、同号を同表第7号とする。

(1)に掲げる事務にあっては熊本市、(2)に掲げる事務にあっては山鹿市、(3)から(8)までに掲げる事務にあっては熊本市、山鹿市

別表中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同表第3号事務の欄中「第16号」を「第17号」に、「第29号」を「第30号」に改め、同号を同表第4号とし、同表第2号を同表第3号とし、同表第1号の次に次の1号を加える。

2 軌道法（大正10年法律第76号。以下この号において「法」という。）、軌道法施行令（昭和28年政令第258号。以下この号において「政令」という。）、軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令

（昭和28年政令第257号。以下この号において「委任政令」という。）及び軌道法施行規則（大正12年内務省、鉄道省令。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 法第8条第1項、第12条第2項及び第24条の規定による指示に関する事務

(2) 法第10条の規定による認可に関する事務

(3) 法第13条の規定による帳簿、書類及び図面の提出の要求又は監査に関する事務

(4) 法第26条において準用する鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第55条第2項の規定による報告の徴収に関する事務

(5) 法第26条の規定において準用する鉄道事業法第56条第1項及び第2項の規定による立入り、検査又は質問に関する事務

(6) 政令第5条第1項及び第6条第2項の規定による国土交通大臣に対する申請の経由及び占用面積図の受理に関する事務

(7) 政令第5条第2項及び第6条第3項において準用する政令

熊本市

第2条第1項の規定による意見の徴収に関する事務	
(8) 政令第5条第2項及び第6条第3項において準用する政令第3条の規定による送付に関する事務	
(9) 政令第6条第1項の規定による認可（委任政令第1条第1項及び第2項の規定により知事が行うこととされた認可に限る。）に関する事務	
(10) 政令第6条第1項ただし書及び第8条第1項の規定による届出の受理に関する事務	
(11) 政令第7条の規定による通知及び占用面積図の送付に関する事務	
(12) 政令第7条の2、第8条第3項及び第11条の2の規定による国土交通大臣に対する申請の経由に関する事務	
(13) 政令第8条第2項の規定による報告に関する事務	
(14) 政令第10条第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による知事に対する提出の受理に関する事務	
(15) 委任政令第1条第5項の規定による報告に関する事務	
(16) 省令第13条の規定による検査に関する事務	
(17) 省令第13条の2第3項及び第18条の2の規定による認可に関する事務	
(18) 省令第13条の3第1項の規定による認可又は届出の受理に関する事務	

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為（いずれも同日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。）は、同日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

熊本県広域本部設置条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第59号

熊本県広域本部設置条例

熊本県地域振興局設置条例（平成10年熊本県条例第44号）の全部を改正する。
(設置)

- 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、広域本部を置く。
- 2 広域本部の所掌事務のうち、主として県民に身近な事務を分掌させるため、広域本部に地域振興局を置く。
- 3 広域本部の所掌事務のうち、主として県民に身近な農政に関する事務を分掌させるため農政事務所を、主として県民に身近な土木に関する事務を分掌させるため土木事務所を、次条第1項の表に規定する熊本県県央広域本部に置く。

（広域本部の名称等）

第2条 広域本部の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
熊本県県央広域本部	熊本市	熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡
熊本県県北広域本部	菊池市	荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、阿蘇市、合志市、玉名郡、菊池郡及び阿蘇郡
熊本県県南広域本部	八代市	八代市、人吉市、水俣市、八代郡、葦北郡及び球磨郡
熊本県天草広域本部	天草市	天草市、上天草市及び天草郡

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、広域的に処理することにより効果的かつ効率的に執行することができると認める事務について、一の広域本部に他の広域本部の所管区域の全部又は一部を所管させることができる。この場合において、当該事務、当該一の広

域本部及び当該広域本部に所管させる他の広域本部の区域は、規則で定める。
 (地域振興局等の名称等)

第3条 各広域本部に置く地域振興局、農政事務所又は土木事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

広域本部	名称	位置
熊本県県央広域本部	宇城地域振興局	宇城市
	上益城地域振興局	上益城郡御船町
	熊本農政事務所	熊本市
	熊本土木事務所	熊本市
熊本県県北広域本部	玉名地域振興局	玉名市
	鹿本地域振興局	山鹿市
	菊池地域振興局	菊池市
	阿蘇地域振興局	阿蘇市
熊本県県南広域本部	八代地域振興局	八代市
	芦北地域振興局	葦北郡芦北町
	球磨地域振興局	人吉市
熊本県天草広域本部	天草地域振興局	天草市

(職員)

- 第4条 広域本部に、本部長及び必要な職員を置く。
 2 地域振興局に、局長及び必要な職員を置く。
 3 農政事務所及び土木事務所に、所長及び必要な職員を置く。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
 (熊本県熊本県税事務所設置条例等の廃止)
 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 (1) 熊本県熊本県税事務所設置条例(平成10年熊本県条例第45号)
 (2) 熊本県熊本農政事務所設置条例(平成10年熊本県条例第46号)
 (3) 熊本県熊本土木事務所設置条例(平成10年熊本県条例第47号)
 (経過措置)
 3 この条例の施行の際現に効力を有する改正前の熊本県地域振興局設置条例第2条に規定する地域振興局の長(以下「地域振興局長」という。)が行った処分、通知その他の行為又は現に地域振興局長に対して行っている申請その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においては、この条例又はこれに基づく規則の規定により当該区域を所管することとなる広域本部の長(以下「所管広域本部長」という。)が行った処分、通知その他の行為又は所管広域本部長に対して行つた申請その他の行為とみなす。
 4 この条例の施行の際現に効力を有する附則第2項第1号の規定による廃止前の熊本県熊本県税事務所設置条例第1条に規定する熊本県熊本県税事務所の長(以下「県税事務所長」という。)が行った処分、通知その他の行為又は現に県税事務所長に対して行つてゐる申請その他の行為は、施行日以後においては、所管広域本部長が行った処分、通知その他の行為又は所管広域本部長に対して行つた申請その他の行為とみなす。
 5 この条例の施行の際現に効力を有する附則第2項第2号又は第3号の規定による廃止前の熊本県熊本農政事務所設置条例第1条又は熊本県熊本土木事務所設置条例第1条に規定する熊本県熊本農政事務所又は熊本県熊本土木事務所の長(以下「農政事務所長等」という。)が行った処分、通知その他の行為又は現に農政事務所長等に対して行つてゐる申請その他の行為は、施行日以後においては、熊本県県央広域本部の長が行った処分、通知その他の行為又は熊本県県央広域本部の長に対して行つた申請その他の行為とみなす。

熊本県広域本部の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第60号

熊本県広域本部の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本県種雄畜条例の一部改正)

第1条 熊本県種雄畜条例(昭和28年熊本県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条中「所轄地域振興局長又は熊本県熊本農政事務所長」を「所轄広域本部の長」

に改める。

(熊本県税条例の一部改正)

第2条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

知事は、次に掲げる事項を除き、県税(個人の県民税、個人の事業税、不動産取得税、軽油引取税、固定資産税、狩猟税及び産業廃棄物税に限る。)の賦課に関する事務を課税地を管轄する広域本部の長(以下「広域本部長」という。)に、県税(法人の県民税、法第23条第1項第14号に規定する利子等(第5条、第23条及び次章第1節において「利子等」という。)に係る県民税、法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(第5条、第23条及び次章第1節において「特定配当等」という。)に係る県民税、法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(第5条、第23条及び次章第1節において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る県民税、法人の事業税、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び鉛区税に限る。)の賦課に関する事務を熊本県県央広域本部の長(以下「県央広域本部長」という。)に、県税(自動車取得税及び自動車税に限る。)の賦課に関する事務を熊本県自動車税事務所の長(以下「自動車税事務所長」という。)に、県税の徴収に関する事務を規則で定めることにより広域本部長(自動車取得税にあっては、自動車税事務所長)に委任する。

第3条第2項中「地域振興局長、熊本県税事務所長」を「広域本部長」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「地域振興局長等」を「広域本部長」に改める。

第5条第1項第1号中「次号に掲げるもの」を「利子等に係る県民税」に改め、「(法第23条第1項第15号に規定する特定配当等をいう。第23条及び次章第1節において同じ。)」及び「(法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第23条及び次章第1節において同じ。)」を削り、同項第2号中「法第23条第1項第14号に規定する」とび「(以下「利子等」という。)」を削る。

第15条第2項中「熊本県税事務所長」を「広域本部長」に改める。

第19条中「地域振興局長」を「広域本部長」に、「当該地域振興局、熊本県税事務所長の権限に属する事項については熊本県熊本県税事務所」を「当該広域本部」に改める。

第23条中「熊本県税事務所長」を「課税地を管轄する広域本部長」に改める。

第32条第1項中「行なつた」を「行った」に、「熊本県税事務所長」を「課税地を管轄する広域本部長」に改め、同条第2項中「熊本県税事務所長」を「課税地を管轄する広域本部長」に改め、同条第3項中「地域振興局長等」を「広域本部長」に改める。第35条第2項中「次の」の次に「各号に掲げる」を加え、「掲げる期限」を「定める期限」に、「地域振興局長等」を「広域本部長」に改め、同条第3項中「地域振興局長等」を「広域本部長」に改める。

第38条、第38条の2、第38条の9、第38条の10第1項及び第2項、第38条の15、第38条の20、第43条第1項、第45条第1項及び第2項並びに第45条の2中「熊本県税事務所長」を「県央広域本部長」に改める。

第46条中「熊本県税事務所長」を「県央広域本部長」に改め、同条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 個人が新たに事業を開始したとき、又は住所、事務所若しくは事業所を移転したときは、10日以内に課税地を管轄する広域本部長にその旨を届け出なければならない。

第47条第1項及び第2項並びに第48条の2第3項及び第4項中「熊本県税事務所長」を「課税地を管轄する広域本部長」に改める。

第48条の6中「熊本県税事務所長」を「県央広域本部長」に改める。

第49条第6項、第49条の2第2項から第4項までの規定、第52条第4項、第54条及び第56条第1項中「熊本県税事務所長」を「課税地を管轄する広域本部長」に改める。

第58条中「熊本県税事務所長」を「課税地を管轄する広域本部長」に、「損かい」を「損壊」に改める。

第59条第1項、第2項及び第4項、第60条第1項及び第4項並びに第63条第6項中「熊本県税事務所長」を「課税地を管轄する広域本部長」に改める。

第66条の2第1項、第2項及び第4項、第66条の4、第66条の5、第71条第2項、第72条、第75条第2項並びに第77条第1項中「熊本県税事務所長」を「県央広域本部長」に改める。

第93条第3項中「熊本県税事務所長」を「課税地を管轄する広域本部長」に改め、同条第4項中「熊本県税事務所長」を「第98条の4第7項の規定により当該軽油に係る免税証を交付した広域本部長」に改める。

第94条、第97条第2項及び第98条中「熊本県税事務所長」を「課税地を管轄する広域本部長」に改める。

第98条の2第1項中「熊本県税事務所長」を「課税地を管轄する広域本部長」に改め、同条第4項中「熊本県税事務所長」を「その交付を受けた広域本部長」に改める。

第98条の3第1項、第2項及び第4項中「熊本県税事務所長」を「課税地を管轄する広域本部長」に改める。

第98条の4第1項中「熊本県税事務所長」を「免税軽油使用者の当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所の所在地を管轄する広域本部長(以下この条及び附則第8条の4において「免税軽油使用者管轄広域本部長」という。)」に改め、同条第2項から

第4項までの規定及び第7項中「熊本県税事務所長」を「免税軽油使用者管轄広域本部長」に改め、同条第10項中「熊本県税事務所長」を「当該免税軽油使用者証を交付した広域本部長」に改め、同条第11項中「熊本県税事務所長」を「免税軽油使用者管轄広域本部長」に改める。

第98条の5第1項中「熊本県税事務所長」を「当該免税軽油使用者証を交付した広域本部長」に改める。

第98条の6、第98条の7第1項及び第2項並びに第98条の8第1項及び第2項中「熊本県税事務所長」を「課税地を管轄する広域本部長」に改める。

第98条の9中「熊本県税事務所長」を「免税証を交付した広域本部長」に改める。

第98条の10第1項及び第98条の11第1項から第3項までの規定中「熊本県税事務所長」を「課税地を管轄する広域本部長」に改める。

第98条の12第3項中「熊本県税事務所長」を「前項の事務所又は事業所の所在地を管轄する広域本部長」に改める。

第113条第2項中「熊本県税事務所長」を「県央広域本部長」に改める。

第115条各号列記以外の部分中「熊本県税事務所長」を「県央広域本部長」に改め、同条第5号中「外」を「ほか」に、「熊本県税事務所長」を「県央広域本部長」に改める。

第116条の2中「熊本県税事務所長」を「県央広域本部長」に改める。

第147条第2項及び第149条中「熊本県税事務所長」を「課税地を管轄する広域本部長」に改める。

附則第6条の5第1項中「熊本県税事務所長」を「県央広域本部長」に改める。

附則第8条の4第4項中「熊本県税事務所長」を「免税軽油使用者管轄広域本部長」に改める。

(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次項」を「次項各号」に、「、県税」を「県税」に改め、同条第2項中「各号」の次に「に掲げる職員」を加え、「それぞれ」を削り、同項第1号中「熊本県税事務所、」を「広域本部又は」に改め、「又は地域振興局」を削り、「並びに地域振興局」を「並びに広域本部」に改め、同項第2号中「熊本県税事務所」を「広域本部」に改め、同項第3号中「熊本県税事務所」を「広域本部」に、「もっぱら」を「専ら」に改め、同条第3項中「当り」を「当たり」に、「一に」を「いずれかに」に、「虞れ」を「おそれ」に改め、同項第1号中「、集団的行動」を「集団的行動」に、「とき」を「場合」に改め、同項第2号中「前号の場合のほか、」を削り、「虞」を「おそれ」に、「明らかなとき」を「明らかである場合（前号に規定する場合を除く。）」に改める。

第15条第1項中「、熊本農政事務所又は地域振興局」を「又は広域本部」に改める。

第25条の4第1項第6号中「地域振興局」を「広域本部」に改める。

(熊本県税災害減免条例の一部改正)

第4条 熊本県税災害減免条例（昭和38年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中「熊本県熊本県税事務所」を「課税地を管轄する広域本部」に改める。

(熊本県産業廃棄物税条例の一部改正)

第5条 熊本県産業廃棄物税条例（平成16年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「熊本県熊本県税事務所」を「課税地を管轄する広域本部」に、「熊本県税事務所長」を「広域本部長」に改め、同条第2項、第3項、第6項及び第7項中「熊本県税事務所長」を「課税地を管轄する広域本部長」に改める。

第11条第1項、第12条第1項、第2項及び第4項、第13条、第14条、第15条第2項、第16条第1項及び第2項並びに第17条第2項中「熊本県税事務所長」を「課税地を管轄する広域本部長」に改める。

(熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年熊本県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「熊本県庁」の次に「の庁舎」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 地域振興局の庁舎

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(熊本県税条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に効力を有する地域振興局の長（以下「地域振興局長」という。）若しくは熊本県熊本県税事務所の長（以下「熊本県税事務所長」という。）が行った処分、通知その他の行為又は現に地域振興局長若しくは熊本県税事務所長に対して行っている申請その他の行為で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後改正後の熊本県税条例又はこれに基づく規則の規定により広域本部の長（以下「広域本部長」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、広域本部長の行った処分、通知その他の行為又は広域本部長に対して行った

申請その他の行為とみなす。

(熊本県産業廃棄物税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に効力を有する地域振興局長若しくは熊本県税事務所長が行った処分、通知その他の行為又は現に地域振興局長若しくは熊本県税事務所長に対して行っている申請その他の行為で、施行日以後改正後の熊本県産業廃棄物税条例又はこれに基づく規則の規定により広域本部長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、広域本部長の行った処分、通知その他の行為又は広域本部長に対して行った申請その他の行為とみなす。

熊本県福祉事務所設置条例及び熊本県保健所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第61号

熊本県福祉事務所設置条例及び熊本県保健所条例の一部を改正する条例

(熊本県福祉事務所設置条例の一部改正)

- 第1条 熊本県福祉事務所設置条例（昭和26年熊本県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、広域で処理することにより効果的かつ効率的に執行することができると認める事務について、一の福祉事務所に他の福祉事務所の所管区域の全部又は一部を所管させることができる。この場合において、当該事務、当該一の福祉事務所及び当該福祉事務所に所管させる他の福祉事務所の区域は、規則で定める。

(熊本県保健所条例の一部改正)

- 第2条 熊本県保健所条例（昭和39年熊本県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「管轄区域」を「所管区域」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、広域で処理することにより効果的かつ効率的に執行することができると認める事務について、一の保健所に他の保健所の所管区域の全部又は一部を所管させることができる。この場合において、当該事務、当該一の保健所及び当該保健所に所管させる他の保健所の区域は、規則で定める。

別表中「管轄区域」を「所管区域」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第62号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第9条の5第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第15条の7の2中「又は武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に、「又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を「、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に改め、「含む。」の次に「又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条」を加える。

第16条中「及びこれに」を「、これに」に改め、「地域手当の月額」の次に「及び人事委員会規則で定める手当の額」を加え、「乗じ、その額を」を「乗じて得た額を、」に改め、「乗じたもの」の次に「から人事委員会規則で定める時間に18を乗じたものを減じたもの」を加える。

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

- 第2条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条の4第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項第2号を削り、同項

第3号を同項第2号とし、同条第2項中「第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第20条中「及びこれに」を「、これに」に改め、「地域手当の月額」の次に「及び人事委員会規則で定める手当の額」を加え、「乗じ、その額を」を「乗じて得た額を、」に改め、「乗じたもの」の次に「から人事委員会規則で定める時間に18を乗じたものを減じたもの」を加える。

(熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)
第3条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(勤務1時間当たりの給与額)

第19条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び人事委員会規則で定める手当の額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)
第4条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第4条の4第1号中「第3号」を「次号」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。

第11条の2中「又は武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に、「又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を「、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に改め、「含む。」の次に「又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条」を加える。

(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
第5条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第6条の4第1号中「第3号」を「次号」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。

第15条の2中「又は武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に、「又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を「、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に改め、「含む。」の次に「又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条」を加える。

(熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
第6条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年熊本県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第9条第1号中「第3号」を「次号」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。

第20条中「又は武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に、「又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を「、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に改め、「含む。」の次に「又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
(1) 第1条中熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第3条及び第15条の7の2の改正規定、第4条中熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条及び第11条の2の改正規定、第5条中熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条及び第15条の2の改正規定並びに第6条中熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条及び第20条の改正規定 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

- (2) 第1条中熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第9条の5及び第16条の改正規定、第2条中熊本県立学校職員の給与に関する条例第10条の4及び第20条の改正規定、第3条中熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第19条の改正規定、第4条中熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の4の改正規

定、第5条中熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の4の改正規定、第6条中熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例第9条の改正規定並びに次項から附則第6項までの規定 平成25年4月1日
(住居手当に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第9条の5第1項第2号に該当する職員については、第1条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第9条の5の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）から平成27年3月31日までの間は、なお従前の例により住居手当を支給する。この場合において、旧条例第9条の5第2項第2号中「3,000円」とあるのは、一部施行日から平成26年3月31日までの間は「2,000円」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間は「1,000円」とする。
- 3 第2条の規定による改正前の熊本県立学校職員の給与に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第10条の4第1項第2号に該当する職員については、第2条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例第10条の4の規定にかかわらず、一部施行日から平成27年3月31日までの間は、なお従前の例により住居手当を支給する。この場合において、旧条例第10条第2号中「3,000円」とあるのは、一部施行日から平成26年3月31日までの間は「2,000円」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間は「1,000円」とする。
- 4 第4条の規定による改正前の熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の4第2号に該当する職員については、第4条の規定による改正後の熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の4の規定にかかわらず、一部施行日から平成27年3月31日までの間は、なお従前の例により住居手当を支給する。
- 5 第5条の規定による改正前の熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の4第2号に該当する職員については、第5条の規定による改正後の熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の4の規定にかかわらず、一部施行日から平成27年3月31日までの間は、なお従前の例により住居手当を支給する。
- 6 第6条の規定による改正前の熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例第9条第2号に該当する職員については、第6条の規定による改正後の熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例第9条の規定にかかわらず、一部施行日から平成27年3月31日までの間は、なお従前の例により住居手当を支給する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第63号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第624号の4中「、第177号ただし書」を「第177号ただし書」に改め、「えた額を」の次に「、別表第26に掲げる区分に応じた額に」を加え、同項第624号の5中「、第177号ただし書」を「第177号ただし書」に改め、「えた額を」の次に「、別表第26の4に掲げる区分に応じた額に」を加え、同項第625号を次のように改める。

（625）都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 次のアからウまでに掲げる申請の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額。ただし、都市低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の手数料の額は、同項の規定による確認の申請書が建築主事に提出されたものとみなして第177号及び第178号の規定を適用して算定した手数料の額に第177号ただし書の規定により別表第9の2に掲げる区分に応じた額を加算する場合にあっては別表第26の2に掲げる区分に応じた額を、別表第9の3に掲げる区分に応じた額を加算する場合にあっては別表第26の3に掲げる区分に応じた額をえた額を、当該アからウまでに定める額に加算した額

ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請 次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める額
(ア) 適合証（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関が都市低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。（イ）、次号ア及び別表第26の5から別表第26の10までにおいて同じ。）が添付された場合 6,000円
(イ) 適合証が添付されない場合 36,000円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の全体に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請 次の(ア)から(ウ)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額。ただし、当該建築物が次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を2以上有するときは、当該有する部分に係る(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 住宅部分 (人の居住の用に供する部分をいう。以下この号及び次号において同じ。) 別表第26の5に掲げる区分に応じた額

(イ) 共用部分 (住宅部分を使用する者が共同で用いるために設けられた階段、廊下その他の部分をいう。次号イにおいて同じ。) 又は工場等部分 (工場、車庫、倉庫その他外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置を要しない部分をいう。次号イにおいて同じ。) 別表第26の6に掲げる区分に応じた額

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる部分以外の部分 別表第26の7に掲げる区分に応じた額

ウ 住宅部分を有する建築物のうち住宅部分のみに係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請 (ア及びイに掲げる申請を除く。) 別表第26の5に掲げる区分に応じた額

第2条第1項中第625号の2を第625号の3とし、第625号の次に次の1号を加える。

(625)の2 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 次のアからウまでに掲げる申請の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額。ただし、都市低炭素化促進法第55条第2項において準用する都市低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の手数料の額は、同項の規定による確認の申請書が建築主事に提出されたものとみなして第177号及び第178号の規定を適用して算定した手数料の額に第177号ただし書の規定により別表第9の2に掲げる区分に応じた額を加算する場合にあっては別表第26の2に掲げる区分に応じた額を、別表第9の3に掲げる区分に応じた額を加算する場合にあっては別表第26の3に掲げる区分に応じた額を加えた額を、当該アからウまでに定める額に加算した額

ア 一戸建ての住宅に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請 (ア)

又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 適合証が添付された場合 3,000円

(イ) 適合証が添付されない場合 18,000円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の全体に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請 次の(ア)から(ウ)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額。ただし、当該建築物が次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 住宅部分 (変更に係るものに限る。) 別表第26の8に掲げる区分に応じた額

(イ) 共用部分 (変更に係るものに限る。) 又は工場等部分 (変更に係るものに限る。) 別表第26の9に掲げる区分に応じた額

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる部分以外の部分 (変更に係るものに限る。) 別表第26の10に掲げる区分に応じた額

ウ 住宅部分を有する建築物のうち住宅部分のみに係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請 (ア及びイに掲げる申請を除く。) 别表第26の8に掲げる区分に応じた額

第5条第5項中「又は第624号の5」を「、第624号の5、第625号又は第625号の2」に、「又は第624号の5ただし書」を「、第624号の5ただし書、第625号ただし書又は第625号の2ただし書」に改める。

別表第26中「(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)」及び「(平成11年法律第81号)」を削る。

別表第26の2中「第2条第1項第624号の4」の次に「、第624号の5、第625号、第625号の2」を加える。

別表第26の3中「第2条第1項第624号の4」の次に「、第624号の5、第625号、第625号の2」を加える。

別表第26の4の次に次の6表を加える。

別表第26の5 (第2条第1項第625号関係)

	区分	金額
適合証が添付された場合	申請住戸数が1戸の場合	6,000円
	申請住戸数が2戸から5戸までの場合	12,000円
	申請住戸数が6戸から10戸までの場合	20,000円
	申請住戸数が11戸から25戸までの場合	34,000円

適合証が添付されない場合	申請住戸数が26戸から50戸までの場合	56,000円
	申請住戸数が51戸から100戸までの場合	100,000円
	申請住戸数が101戸から200戸までの場合	159,000円
	申請住戸数が201戸から300戸までの場合	200,000円
	申請住戸数が300戸を超える場合	214,000円
適合証が添付された場合	申請住戸数が1戸の場合	36,000円
	申請住戸数が2戸から5戸までの場合	72,000円
	申請住戸数が6戸から10戸までの場合	100,000円
	申請住戸数が11戸から25戸までの場合	141,000円
	申請住戸数が26戸から50戸までの場合	202,000円
	申請住戸数が51戸から100戸までの場合	288,000円
	申請住戸数が101戸から200戸までの場合	391,000円
	申請住戸数が201戸から300戸までの場合	513,000円
	申請住戸数が300戸を超える場合	603,000円

別表第26の6 (第2条第1項第625号関係)

	区分	金額
適合証が添付された場合	面積が300平方メートル以下の場合	12,000円
	面積が300平方メートルを超える場合	34,000円
	面積が2,000平方メートルを超える場合	100,000円
	面積が5,000平方メートルを超える場合	159,000円
	面積が10,000平方メートルを超える場合	200,000円
	面積が25,000平方メートルを超える場合	250,000円
適合証が添付されない場合	面積が300平方メートル以下の場合	113,000円
	面積が300平方メートルを超える場合	185,000円
	面積が2,000平方メートルを超える場合	288,000円
	面積が5,000平方メートルを超える場合	371,000円
	面積が10,000平方メートルを超える場合	443,000円
	面積が25,000平方メートルを超える場合	515,000円

別表第26の7 (第2条第1項第625号関係)

	区分	金額
適合証が添付された場合	面積が300平方メートル以下の場合	12,000円
	面積が300平方メートルを超える場合	34,000円
	面積が2,000平方メートルを超える場合	100,000円
	面積が5,000平方メートルを超える場合	159,000円
	面積が10,000平方メートルを超える場合	200,000円
	面積が25,000平方メートルを超える場合	250,000円
適合証が添付されない場合	面積が300平方メートル以下の場合	249,000円

されない場合	面積が300平方メートルを超える場合	396,000円
	面積が2,000平方メートルを超える場合	562,000円
	面積が5,000平方メートルを超える場合	690,000円
	面積が10,000平方メートルを超える場合	814,000円
	面積が25,000平方メートルを超える場合	927,000円

別表第26の8 (第2条第1項第625号の2関係)

区分		金額
適合証が添付された場合	申請住戸数が1戸の場合	3,000円
	申請住戸数が2戸から5戸までの場合	6,000円
	申請住戸数が6戸から10戸までの場合	10,000円
	申請住戸数が11戸から25戸までの場合	17,000円
	申請住戸数が26戸から50戸までの場合	28,000円
	申請住戸数が51戸から100戸までの場合	50,000円
	申請住戸数が101戸から200戸までの場合	79,500円
	申請住戸数が201戸から300戸までの場合	100,000円
	申請住戸数が300戸を超える場合	107,000円
適合証が添付されない場合	申請住戸数が1戸の場合	18,000円
	申請住戸数が2戸から5戸までの場合	36,000円
	申請住戸数が6戸から10戸までの場合	50,000円
	申請住戸数が11戸から25戸までの場合	70,500円
	申請住戸数が26戸から50戸までの場合	101,000円
	申請住戸数が51戸から100戸までの場合	144,000円
	申請住戸数が101戸から200戸までの場合	195,500円
	申請住戸数が201戸から300戸までの場合	256,500円
	申請住戸数が300戸を超える場合	301,500円

別表第26の9 (第2条第1項第625号の2関係)

区分		金額
適合証が添付された場合	面積が300平方メートル以下の場合	6,000円
	面積が300平方メートルを超える場合	17,000円
	面積が2,000平方メートルを超える場合	50,000円
	面積が5,000平方メートルを超える場合	79,500円
	面積が10,000平方メートルを超える場合	100,000円
	面積が25,000平方メートルを超える場合	125,000円
適合証が添付されない場合	面積が300平方メートル以下の場合	56,500円
	面積が300平方メートルを超える場合	92,500円
	面積が2,000平方メートルを超える場合	144,000円
	面積が5,000平方メートルを超える場合	185,500円

	面積が10,000平方メートルを超える場合 面積が25,000平方メートル以下の場合	221,500円 257,500円
--	---	----------------------

別表第26の10(第2条第1項第625号の2関係)

区分	金額
適合証が添付された場合	面積が300平方メートル以下の場合
	面積が300平方メートルを超える場合
	面積が2,000平方メートルを超える場合
	面積が5,000平方メートルを超える場合
	面積が10,000平方メートルを超える場合
	面積が25,000平方メートルを超える場合
適合証が添付されない場合	面積が300平方メートル以下の場合
	面積が300平方メートルを超える場合
	面積が2,000平方メートルを超える場合
	面積が5,000平方メートルを超える場合
	面積が10,000平方メートルを超える場合
	面積が25,000平方メートルを超える場合

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。
 2 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。
 別表第1手数料の項中第564号の37を第564号の39とし、第564号の36の後に次の2号を加える。

564の37 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
564の38 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

熊本県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第64号**熊本県新型インフルエンザ等対策本部条例**

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第26条の規定に基づき、熊本県新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 熊本県新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 熊本県新型インフルエンザ等対策本部副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長が2人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ、本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

3 熊本県新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第23条第4項の規定により国の職員その他県の職員以外の者を会議に

- 出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。
 (部)
- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
 - 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
 - 4 部長は、部の事務を掌理する。
- (庶務)
- 第5条 対策本部の庶務は、健康福祉部において処理する。
- (雑則)
- 第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。
- 附 則
この条例は、公布の日又は法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第65号

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例

熊本県食品衛生基準条例（平成12年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項エ中「事項」を「者」に改め、同項エ(ア)中「二類感染症又は同条第4項に規定する三類感染症」を「二類感染症（結核を除く。）」、同条第4項に規定する三類感染症又は同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症」に改め、同項エ(ウ)中「(ア)及び(イ)以外の」を「(ア)及び(イ)に掲げる者以外の者で」に改める。

別表第4第2項中「給水」を「自動販売機の設置場所における給水」に改め、同項第1号中「又は」を「その他の」に改め、「設けること。」の次に「ただし、乳類販売業に係る自動販売機については、この限りでない。」を加え、同項第2号中「設けること。」の次に「ただし、乳類販売業に係る自動販売機については、この限りでない。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第66号

熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第3条—第32条）
- 第3章 ユニット型特別養護老人ホーム（第33条—第43条）
- 第4章 地域密着型特別養護老人ホーム（第44条—第49条）
- 第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第50条—第53条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について定めるものとする。
 (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、老人福祉法において使用する用語の例による。
 第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第3条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。第6条第1項において同じ。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切な待遇を行うよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の待遇に関する計画（第10条、第15条及び第16条において「待遇計画」という。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置きながら、必要な入浴、排せつ、食事等の介護、入所者からの相談への対応、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って待遇を行うよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び入所者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を

行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 5 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその処遇の質の改善を図らなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 7 特別養護老人ホームは、その行う処遇の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその処遇の質の改善を図るよう努めなければならない。
(構造設備の一般原則)

第4条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

- 6 条 特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 2 生活相談員（入所者の生活の向上を図るため、入所者の相談に応じ、入所者に対する援助等を行う者をいう。以下同じ。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 3 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第50条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合、地域密着型特別養護老人ホーム（第12条第8項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又は地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護職員（第41条第2項の規定により配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第8条 特別養護老人ホームは、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第9条 特別養護老人ホームは、消防設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮をする者の受入れに努めなければならない。

(記録の整備)

第10条 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を備え置かなければならぬ。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を作成し、当該入所者の処遇計画とともに、当該入所者が退所した日から2年間保存しなければならない。

- (1) 具体的な処遇の内容等の記録
- (2) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

(設備の基準)

第11条 特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物

を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができます。

- (1) 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設ける場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。第36条、第45条及び第51条において同じ。)又は消防署長と相談の上、第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 第9条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等への協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であって火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等としての難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。
 - (3) 避難口の増設、入所者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。
- 3 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合は、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。
 - (1) 居室
 - (2) 静養室(居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。以下この条及び第45条において同じ。)
 - (3) 食堂
 - (4) 浴室
 - (5) 洗面設備
 - (6) 便所
 - (7) 医務室
 - (8) 調理室
 - (9) 介護職員室
 - (10) 看護職員室
 - (11) 機能訓練室
 - (12) 面談室
 - (13) 洗濯室又は洗濯場
 - (14) 汚物処理室
 - (15) 介護材料室
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 前項第1号から第9号まで及び第11号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。
 - (1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人以上4人以下とすることができます。
 - イ 地階に設けないこと。
 - ウ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - カ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
 - キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - ケ アただし書に規定する場合は、入所者同士の視線の遮断を確保するための設備を設けること。
 - コ アただし書に規定する場合は、主要構造部(建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。第45条第4項第1号コにおいて同じ。)に係る改修を行わずに入所者が1人の居室への転換が可能な構造とすること。

- (2) 静養室 次に掲げる基準に適合すること。
 ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
 イ 前号イ及びエからクまでの規定の例によること。
- (3) 浴室 介護を必要とする者の使用に適したものとすること。
- (4) 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。
 ア 居室のある階ごとに設けること。
 イ 介護を必要とする者の使用に適したものとすること。
- (5) 便所 次に掲げる基準に適合すること。
 ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。
- (6) 医務室 次に掲げる基準に適合すること。
 ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
 イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- (7) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）を用いること。
- (8) 介護職員室 次に掲げる基準に適合すること。
 ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 イ 必要な備品を備えること。
- (9) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準に適合すること。
 ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 イ 必要な備品を備えること。
- 5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下この条及び第45条において「居室、静養室等」という。）は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
- (1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するためには幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1）以上有すること。
- (2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料で仕上げられていること。
- (3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
 (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
 (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
 (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
 (職員の配置の基準)
 第12条 特別養護老人ホームに配置しなければならない職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 施設長 1
 (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 (3) 生活相談員 入所者の数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上
 (4) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数を3で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上
 (5) 看護職員 次のアからエまでに掲げる特別養護老人ホームの区分に応じ、それアからエまでに定める員数
 ア 入所者の数が30以下の特別養護老人ホーム 常勤換算方法で、1以上
 イ 入所者の数が30を超え50以下の特別養護老人ホーム 常勤換算方法で、2以上
 ウ 入所者の数が50を超え130以下の特別養護老人ホーム 常勤換算方法で、3以上
 エ 入所者の数が130を超える特別養護老人ホーム 常勤換算方法で、入所者の数から130を控除して得た数を50で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に3を加えて得た数以上
 (6) 栄養士 1以上

- (7) 機能訓練指導員 1以上
 (8) 調理員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数
 (9) 事務員 その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第1項の「常勤換算方法」とは、特別養護老人ホームの職員の勤務延べ時間数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該特別養護老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 施設長及び第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。
 5 第1項第5号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
 6 第1項第6号の規定にかかわらず、入所定員が40人以下の特別養護老人ホームには、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより、当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合は、栄養士を配置しないことができる。
- 7 第1項第7号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
- 8 第1項第2号の医師、同項第8号の調理員及び同項第9号の事務員その他の職員の員数は、サテライト型居住施設(当該特別養護老人ホームを設置しようとする者により設置された当該特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該特別養護老人ホームに対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム(入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の本体施設である特別養護老人ホームが当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。
 (サービス提供困難時の対応)
- 第13条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
 (入退所)
- 第14条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、入所予定者に係る居宅介護支援(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第23項に規定する居宅介護支援をいう。第5項において同じ。)を行う者に対する照会等により、当該入所予定者の心身の状況、生活の状況、病歴、指定居宅サービス等(同条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
- 3 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、当該入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画(介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
 (処遇計画)
- 第15条 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況及び置かれている環境、入所者及びその家族の希望等を勘案し、当該入所者の同意を得て、当該入所者の処遇計画を作成しなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況等を勘案し、当該入所者の処遇計画について必要な見直しを行わなければならない。
 (処遇の方針)
- 第16条 特別養護老人ホームは、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入所者の心身の状況等に応じて、当該入所者の処遇を妥当かつ適切に行わなければならない。
- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、入所者又はその家族に対し処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 5 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の

入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(介護)

第17条 特別養護老人ホームにおける介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

7 特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 特別養護老人ホームは、入所者に、その負担により当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第18条 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。

3 特別養護老人ホームは、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第19条 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、それらに対する必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第20条 特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、入所者のためのレクリエーションを行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対して行う手続について、当該入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第21条 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第22条 特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第23条 特別養護老人ホームは、入所者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合において、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにならなければならない。

(施設長の責務)

第24条 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第32条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 特別養護老人ホームは、入所者に対し適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務体制を定めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 特別養護老人ホームは、職員がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第26条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
 (衛生管理等)

第27条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に対し周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定めること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために必要な研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第26条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第28条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該特別養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）を定めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該特別養護老人ホームとの間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第29条 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特別養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第30条 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関し市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流を図らなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

3 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を定めること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について職員に対し周知徹底を図る体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会を開催するとともに、職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特別養護老人ホームは、その行った処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

第3章 ユニット型特別養護老人ホーム

(この章の趣旨)

第33条 前章（第12条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当

該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

- 第34条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置きながら、入居前の居宅における生活及び入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。
- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び入居者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
 - 3 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
 - 4 ユニット型特別養護老人ホームは、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
 - 5 ユニット型特別養護老人ホームは、その提供するサービスの質について、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にそのサービスの質の改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

- 第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に提供するサービスの内容及び費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(設備の基準)

- 第36条 ユニット型特別養護老人ホームの建物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができます。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設ける場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第43条において準用する第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 第43条において準用する第9条第2項に規定する訓練については、第43条において準用する第9条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物であって火災に係る入居者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等としての難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。
 - (3) 避難口の増設、入居者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入居者へのサービスの提供に支障がない場合は、当該各号(第1号を除く。)に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。
 - (1) ユニット
 - (2) 浴室
 - (3) 医務室
 - (4) 調理室

- (5) 洗濯室又は洗濯場
 (6) 汚物処理室
 (7) 介護材料室
 (8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) ユニット一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とするとともに、次のアからエまでに掲げる設備を設けるものとし、それぞれアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準に適合すること。
- ア 居室 次に掲げる設備を設けること。
 (ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。
 (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。
 (ウ) 地階に設けないこと。
 (エ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
 (オ) ユニットに属さない居室を改修した居室は、入居者同士の視線の遮断を確保すること。この場合において、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間を生じても差し支えない。
 (カ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 (キ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
 (ク) 床面積の1/4分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようすること。
 (ケ) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 (コ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- イ 共同生活室 次に掲げる基準に適合すること。
 (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 (イ) 地階に設けないこと。
 (ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 (エ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。
 (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数を設けること。
 (イ) 介護を必要とする者の使用に適したものとすること。
- エ 便所 次に掲げる基準に適合すること。
 (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数を設けること。
 (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。
- (2) 浴室 介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。
 (3) 医務室 次に掲げる基準に適合すること。
 ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
 イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
 (4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。
- (1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1）以上有すること。
 (2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料で仕上げられていること。
 (3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障がないと認められる場合は、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上とができる。
 (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
 (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。

ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(サービスの取扱方針)

第37条 入居者へのサービスの提供は、入居者がその有する能力に応じて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を担って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 入居者へのサービスの提供は、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、適切に行われなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(介護)

第38条 ユニット型特別養護老人ホームにおける介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じて適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者がその心身の状況等に応じそれぞれの役割を担って日常生活における家事を行うよう、適切に支援しなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行ふことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行わなければならぬ。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

9 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に、その負担により当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第39条 ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならぬ。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるように必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第40条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対して行う手続について、当該入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居

者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

- 第41条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めなければならない。

- 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に掲げる職員の配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

- 第42条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

- 第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から第32条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、「入居者」、「サービス」、「処遇計画」と「サービスの提供に関する計画」と、同項第1号中「「処遇」とあるのは「サービス」と、「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、「第30条第2項」と、「第32条第3項」と、「第32条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第43条まで」とあるのは「第35条及び第37条から第42条まで並びに第43条から第23条まで」とあるのは「第10条、第13条、第15条、第19条、第21条から第23条まで及び第27条から第32条まで」と、「第30条第1項及び第32条第2項及び第4項中「行つた処遇」とあるのは「提供したサービス」と、「第32条第2項及び第4項中「の処遇」とあるのは「へのサービスの提供」と読み替えるものとする。

第4章 地域密着型特別養護老人ホーム

(この章の趣旨)

- 第44条 第2章及び前章の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(設備の基準)

- 第45条 地域密着型特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けないこと。
(2) 居室等を2階又は地階に設ける場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第49条において準用する第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第49条において準用する第9条第2項に規定する訓練については、第49条において準用する第9条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物であって火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等としての難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。

(3) 避難口の増設、入所者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確

保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。

- 3 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合は、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室
- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

- 4 前項第1号から第9号まで及び第11号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。
ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる。
イ 地階に設けないこと。
ウ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
カ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようすること。
キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
ケ アただし書に規定する場合は、入所者同士の視線の遮断を確保するための設備を設けること。
コ アただし書に規定する場合は、主要構造部に係る改修を行わずに定員が1人の居室への転換が可能な構造とすること。
(2) 静養室 次に掲げる基準に適合すること。
ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
イ 前号イ及びエからクまでの規定の例によるものとすること。
(3) 浴室 介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。
(4) 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。
ア 居室のある階ごとに設けること。
イ 介護を必要とする者の使用に適したものとすること。
(5) 便所 次に掲げる基準に適合すること。
ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。
(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するためには必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
(7) 調理室 次に掲げる基準に適合すること。
ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
イ サテライト型居住施設については、本体施設の調理室で調理し、かつ、運搬手段について衛生上適切な措置がなされている場合は、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。
(8) 介護職員室 次に掲げる基準に適合すること。
ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
イ 必要な備品を備えること。
(9) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準に適合すること。
ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

- イ 必要な備品を備えること。
- 5 居室、静養室等は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
- (1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1）以上有すること。
 - (2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料で仕上げられていること。
 - (3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、この限りでない。
 - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
 - (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
 - (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- 7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。
(職員の配置の基準)
- 第46条 地域密着型特別養護老人ホームに配置しなければならない職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 施設長 1
 - (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数
 - (3) 生活相談員 1以上
 - (4) 介護職員及び看護職員 常勤換算方法で、入所者の数を3で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上
 - (5) 看護職員 1以上
 - (6) 栄養士 1以上
 - (7) 機能訓練指導員 1以上
 - (8) 調理員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当事数
 - (9) 事務員 その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当事数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第1項、第6項及び第8項の「常勤換算方法」とは、地域密着型特別養護老人ホームの職員の勤務延べ時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 施設長は、常勤の者でなければならない。
- 5 第1項第2号の規定にかかるわらず、サテライト型居住施設には、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を配置しないことができる。
- 6 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で、1以上とする。
- 7 第1項第4号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第1項第5号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で、1以上とする。
- 9 第1項第3号及び第6号から第9号までの規定にかかるわらず、サテライト型居住施設の本体施設が次の表の左欄に掲げる施設である場合で、同表の中欄に掲げる本体施設の職員又は従業者により当該サテライト型居住施設の入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、当該サテライト型居住施設には、同表の右欄に定める職員を配置しないことができる。

特別養護老人ホーム	栄養士	栄養士
	機能訓練指導員	機能訓練指導員
	調理員	調理員
	事務員その他の職員	事務員その他の職員
介護老人保健施設	支援相談員	生活相談員
	栄養士	栄養士
	理学療法士又は作業療法士	機能訓練指導員
	調理員	調理員
	事務員その他の従業者	事務員その他の職員

病院（病床数が100以上のものに限る。）	栄養士	栄養士
診療所	事務員その他の従業者	事務員その他の職員

10 第1項第7号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

(介護)

第47条 地域密着型特別養護老人ホームにおける介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により当該入所者の排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えるなければならない。

5 地域密着型特別養護老人ホームは、整備され、体制を確立するための基礎が整うとともに、適切な介護を行うとともに、発生する問題に対する対応策も確立される。この点から、地域密着型特別養護老人ホームは、重要な役割を果すものである。

6 地域密着型別整容護養等の老介護は、一適切な規範に則り定めなければならない。

地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に、その負担により当該地域密着型特別養護老人ホームの運営職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(地域との連携等) ④名 地域密着型

評価、要望、助言等についての記録と評する。これは、地域住民と連携し、又は地作成者と密接な連絡をとることによって、地域の特性と問題を把握し、その解決策を検討するための重要な手段である。

3 その地域の活性化を目的とした、地域密着型の施設や活動が、地域社会に大きな影響を与えており、地域活性化への貢献度合いが高まっている。

地域密着型特別養護老人ホームは、入所者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

5 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
(準用)

準用)

10条

(この章の趣旨)

第50条 第2章から前章まで（第46条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この章において同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(設備の基準)

第51条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設ける場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第53条において準用する第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第53条において準用する第9条第2項に規定する訓練については、第53条において準用する第9条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等への協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であって火災に係る入居者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等としての難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。

(3) 避難口の増設、入居者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する事により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入居者へのサービスの提供に支障がない場合は、当該各号（第1号を除く。）に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

(1) ユニット

(2) 浴室

(3) 医務室

(4) 調理室

(5) 洗濯室又は洗濯場

(6) 汚物処理室

(7) 介護材料室

(8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とするとともに、次のアからエまでに掲げる設備を設けるものとし、それぞれアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準に適合すること。

ア 居室 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。

(ウ) 地階に設けてはならないこと。

(エ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上とするこ

と。

(オ) ユニットに属さない居室を改修した居室は、入居者同士の視線の遮断を確保すること。この場合において、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(カ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(キ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

- (ク) 床面積の1/4分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようすること。
- (ケ) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (コ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- イ 共同生活室 次に掲げる基準に適合すること。
- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 地階に設けないこと。
- (ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (エ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。
- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 介護を必要とする者の使用に適したるものとすること。
- エ 便所 次に掲げる基準に適合すること。
- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。
- (2) 浴室 介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。
- (3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
- (4) 調理室 次に掲げる基準に適合すること。
- ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- イ サテライト型居住施設については、本体施設の調理室で調理し、かつ、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。
- 5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。
- (1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1）以上有すること。
- (2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料で仕上げられていること。
- (3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 廊下、共同生活室、便所その他の必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- 7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。
- （介護）
- 第52条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活における家事を当該入居者の心身の状況等に応じてそれぞれの役割を担って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行

うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

- 7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

9 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に、その負担により当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。(準用)

第一条型項」第3条まるで、第4条ト2項条る条すま2で3ヶ第70す前用条4まで第二条第3用ら準3第3条、ユ0条第準かて2ら5条、17るて条い第か12は第3すい3おら条第3定、第用お1にか9ら第規てる準に第3条3か、のいすて条、31第1条で条お用い3で52、3ま8に準お5ま第3条1条4合てに第3条に、7第0第場い条「0び条30らで。条第2第3条1かまる3「あか5、5第3条す5はと条第3条、72用第の」8「ま第3条24準「る項第は条、す9第第てはあ3の5条と第3、らいのと第中る12の条43一」第3条で条で替72第本項条「4ま3まみでま条にあ項22とら第3条9ムと23第」か、えらら条老第3号第2第0とかか7護条第4、3、31条3養6「第と、第3条第41第別1中項」ら0ら8第2、特第号同項か1か43条、5着中第と第次、7び条2及9第で

及〇第4回

附 則 (施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

（経過措置）
第2条 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームのうち、昭和62年3月9日において存した特別養護老人ホームであって、同日前の老人福祉法第17条第1項の規定に基づく設備の基準の適用を受けていたものの建物（平成16年4月1日以後に全面的に改築されたものを除く。）については、第11条第3項第14号、第36条第3項第6号、第45条第3項第14号及び第51条第3項第6号の規定は、当分の間、適用しない。

用しない。第3条 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完結しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築されたた部分を除く。）において、第11条第4項第1号及び第45条第4項第1号の規定を適用する場合と、第11条第4項第1号ア中「1人以上」と「1人以下」ととあるのは「原則として1人以上と1人以下とする」とある場合は、「原則として1人以上と1人以下とする」とある。」とあるのは「原則として1人以上と1人以下とする」とある。

第4条 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物については、第11条第4項第9号ア(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)及び第45条第4項第9号ア(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間、適用しない。

(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積の上と下の範囲に於いて、当該食堂又は機能訓練室の面積を有するものとし、その合計した面積は、3平方メートル以上とすること。ただし、支障がない場合は、同一の場所と看做することができる。

- (2) 食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができます。
- 第7条** 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をして特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅については、第11条第6項第1号、第36条第6項第1号、第45条第6項第1号及び第51条第6項第1号の規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあっては、1.6メートル）以上とする。
- 第8条** 平成14年8月7日前から存する特別養護老人ホームであって、第3章（第36条第4項第1号ア（エ）及びイ（ウ）を除く。）に規定する基準を満たすものについて、同号イ（ウ）の規定を適用する場合においては、同号イ（ウ）中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むために必要な広さ」とする。
- 第9条** 平成14年8月7日前から存する特別養護老人ホーム（同日後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、特別養護老人ホームであってユニット型特別養護老人ホームでないものとみなす。
- 2 平成14年8月7日前から存する特別養護老人ホームであって、第12条及び第3章に規定する基準を満たすものがその旨を知事に申し出た場合は、前項の規定は、適用しない。
- 第10条** 平成15年4月1日以前に老人福祉法第15条の規定により設置されている特別養護老人ホーム（同日において建築中のものであって、同月2日以後に同条の規定により設置されたものを含む。以下「平成15年前特別養護老人ホーム」という。）であつて、平成23年9月1日前に施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームであるもの（以下「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。）（同日において現に改修、改築又は増築中の平成15年前特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームとなるものを含む。）のうち、介護保険法第48条第1項の指定を受けていいる介護老人福祉施設であるもの）（同日からこの条例の施行の日までに最初の指定の更新を行っているもの）（同日からこの条例の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例による。）に於ける。
- 第11条** この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているもののみ、この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第11条第4項第1号ア及び第45条第1号アとこと。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人以上4人以下の「4人以下とすること」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第67号

熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本方針等（第3条—第11条）
- 第3章 設備に関する基準（第12条）
- 第4章 運営に関する基準（第13条—第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について定めるものとする。
（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、老人福祉法において使用する用語の例による。
第2章 基本方針等
（基本方針）

第3条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、入所者の社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇